

大網白里市入札監視委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、大網白里市入札監視委員会運営規則第4条の規定に基づき、大網白里市入札監視委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員等)

第2条 傍聴人の定員は、会場の広さに応じ事務局（以下「係員」という。）で定めるものとする。

(傍聴券の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならぬ。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、会議当日予め委員長が指定した時刻及び場所で交付する。

2 第2条で定める定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第5条 傍聴人は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第6条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

第7条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第8条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）傍聴券を携帯していない者

（2）他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類する物を携帯している者

（4）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類する物を着用し、又は携帯している者

(5) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物（写真撮影、録音機能等を有する携帯電話の持ち込みは認めることとするが、これらの機能を使用することは禁止する。）を携帯している者。ただし第11条の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 異様な服装をしている者

(8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し係員をして、前項第2号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙しないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(6) 携帯電話等の通信機器は電源を切るか、着信音を発しない措置をとること。

(7) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、会場においては委員長の指示に従わなければならない。

（写真撮影、録画、録音等の禁止）

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

（違反に対する措置）

第12条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 第1項の規定により退室を命じられた者は、当日再び会議の会場に入ることができない。

（傍聴人の退室）

第13条 傍聴人は、条例第5条ただし書きの規定により会議が非公開とされた場合、速やかに退室しなければならない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。